の申請があった件

깯

告

示

県立南会津病院

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

次

○医療計画を定める件

퍨

○大規模小売店舗立地法による廃止

の届出があった件

亞

目

○救急病院等を定める省令により救 ○特定計量器の定期検査を実施する 急病院を認定した件

公

告

팯

깯

福島県病院局

○平成二十年度福島県病院局育休任 期付職員(看護及び助産)採用候

補者登録試験を実施する件

팯

○平成二十年三月二十八日付け号外 第二十二号中 四四

○平成二十年四月一日付け定例第千 九百六十六号中

깯

正

誤

○平成二十年三月二十八日付け号外 第二十号中

四四四

[四 [四

○特定非営利活動法人の設立の認証

○介護老人保健施設の開設を許可し

○障害者自立支援法による指定障害 福祉サービス事業者を指定した件

팯

福島県告示第二百九十号

告 示

次の病院を平成二十年四月一日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令 平成二十年四月八日 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、

所在地

福島県知事 佐 藤 雄 平

南会津郡南会津町永田字風下一 平成二三年三月三一日 認定有効期限

(医療看護課)

福島県告示第二百九十一号

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十 一号)第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

平成二十年四月八日

計量法第二十一条第二項の規定により、

知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 佐 藤 雄

平.

							二本松市	検査区域
						おもり おもり おもり	条第一号又は第二号 第三百二十九号)第五第三百二十九号)第五年政令 (平成五年政令	対象となる特定計量器
五月二〇日	五月一五日 午前一○時から	五月一四日 日一一時三○分まで	同三時まで同三時まで	五月一三日 年前一○時から 同一一時三○分まで	五月九日 午前一○時から	同三時まで同三時まで	五月八日 年前一○時から	検査の期日及び時間
あだたら体育館	所二本松市安達支	所二本松市岩代支	1 新殿住民センタ	旭住民センター	東和文化センタ	大田住民センタ	木幡住民センタ	検査場所

	1 194420-	1)10 H /(E LI TH	H	尔	十 区	351200	7	242
村右に掲げる市		本宮市	安達郡大玉村						
もの もの もの もの									
曜日及び祝祭日を除七日まで(土曜日、日五月二九日から六月二	五月二八日 午前一○から	五月二七日 日三時まで 同三時まで	五月二七日 一一時三〇分まで	五月二三日 午前一〇時から	五月二二日午後三時まで	同三時まで 同三時まで	五月二一日 一一時三〇分まで	同三時まで 同三時まで	午前一○時三○分まで
所福島県計量検定	本宮市役所	総合支所 総合支所 日沢	大玉村役場	同	三本松住民セン	大平住民センタ	石井住民センタ	杉田住民センタ	
公 介告	が社	Б. <u>Г</u>	Ē	一 活動物	公寺告		75 -	二	

午前一〇時から

び安達郡大玉村二本松市、本宮市及	検査区域	定する検査場所で実施する検査定する検査場所で実施する検査	
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器	する検査規則(平成五年通商産業省令第七	午後三時まで
日及び祝祭日を除く。)二日まで(土曜日、日曜一〇月一日から一二月二	検査の期日		2,5

告

(計量検定所)

要法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 付定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 **5**第百七十八号

平成二十年四月八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

平成二十年三月二十八日 申請のあった年月日

特定非営利活動法人よつば

五十嵐 裕治 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 福島県福島市鳥谷野字二ツ石十一番地五

2地域で共生できる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。 |会生活が営めるよう、就労支援及び福祉サービスに関する事業を行い、すべての人 この法人は、障がい者に対して、その能力及び適性に応じ自立した日常生活または

(文化振興課)

J.護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人

第1968号

243

保健施設の開設を次のとおり許可した。 平成二十年四月八日

> 福島県知事 佐 藤 雄 平

> > ケアセ|妻字大百刈

ンター

六八一二

アイ・

大百刈六八

ワイ

(障がい福祉課)

動法人 | 大字中妻字

障害児

精神障害者

施設の名称	設佳勝園介護老人保健施
施設の所在地	 月見台一三四 一
申請者の名称	愛誠会
事務所の所在地申請者の主たる	の一二堂ノ作四九番地いわき市植田町
許可年月日	四月一日 日年
	日 〇 年

(高齢福祉課)

公告第百八十号

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第 一十九条第一項の規定により、

平成二十年四月八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

あいづ	の あ 荘 け ぼ	<u>а</u> Э	の 事 名 新 所
郷町大字中南会津郡下	一 四九六 —— 四九六 —— 喜多方市松	一	所 在 地
営利活	会 人 医 昨 雲 法	草 タ 助 自 動 営 特 の トセ 立 援 人 活 非 会 雑 ン 援 人	の 名 森 者
津郡下郷町 県南会	一 三六三四— 三六三四— 同 県喜多	七一六 字中村東六 有島県会津	の 所 在 地 市業者の主
四月二〇日	同	四月一日年	指定年月日
居宅介護	援助 共同生活	援 共 介 共 同 生活	の 種 類 類
知的障害者 身体障害者	精神障害者	知的障害者	者をる対象

公告第百八十一号

福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。 定めたので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課、 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十の四第一項の規定により、医療計画を 県内の各保健

平成二十年四月八日

福島県知事

佐

藤 雄

平

(医療看護課)

公告第百八十二号

模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により、

平成二十年四月八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 大黒屋 いわき市平字中町十五

大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 一万千六百八十八平方メートル

零平方メートル

三

兀 平成十三年五月二十一日大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

Ŧi. 届出年月日

平成二十年三月二十六日

六 届出をした者

アルファクラブ株式会社

(商業まちづくり課)

公告第6号

とおり実施します。 平成20年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を次の

平成20年4月8日

福島県病院事業管理者

茂

 \blacksquare \vdash 呉

号の規程による任期を定めて採用する職 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1 試験を実施する職種

看護 助産 2名程度 登録予定人員 15名程度

2

平成20年5月11日 試験期日

 \bigoplus

受験申込受付期間

平成20年4月8日 (火) から同年5月1日 (木)

でま

受付窓口及び問い合わせ先

 $_{\circ}$

福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話 (024) 521-7226)

(病院総務課)

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十号中 ページ 正 段 誤 行

正

誤

<u>Ŧ</u>i. 上 十三 国際海事機関

国際海事機熙

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十二号中

 \equiv

上

 \bigcirc

基準議決権数

三 四 上 下 ら そ ろ か ら九 か 漁業協同組合等 第91条第5項

漁業共同組合等

第91条第5 頁

基準議決権첧

○平成二十年四月一日付け定例第千九百六十六号中

上

主要な部分

主要な部部

発行者 印刷所 県刷 島 印